

## 第3節 経済外交

### 1 経済外交の概観

#### (1) 総論

国際社会においては、国家間の競争が激化し、パワーバランスの変化がより加速化・複雑化するとともに、世界経済の不確実性が高まっている。特に、2020年以降の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の世界的流行、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化等の事象は、サプライチェーンの脆弱性を露呈させ、エネルギーや商品価格高騰を引き起こした。世界で保護主義や内向き志向が強まる中、重要鉱物を含むサプライチェーンの強靱化、非市場的政策・慣行や経済的威圧への対応も急務となっている。

このような中、外務省では、8月、これまで以上に機動的かつ戦略的に外交政策に取り組むための機構改革を行い、経済局に総務課、経済外交戦略課、経済安全保障課を新設した。新たな体制の下、(ア) 新規市場・イノベーションの創出、(イ) ルールに基づく自由で公正な国際経済秩序の維持・強化、(ウ) 経済安全保障の強化を軸として、経済外交を戦略的に展開し、日本の国力の源泉である経済力の強化に貢献していく。具体的には、第一に、新規市場やイノベーションの創出につなげるため、成長市場であるいわゆるグローバル・サウスと呼ばれる国々を含め、世界市場で、日本が優位性を持つ技術や日本企業の海外展開を外交面で後押しするとともに、対日直接投資や国際頭脳循環の推進に向けた取組を行っていく。第二に、ルールに基づく自由

で公正な国際経済秩序を維持・強化するため、引き続き同盟国・同志国と連携しつつ、多国間や二国間の議論を主導する。また、人工知能(AI)を含む新たな分野の国際ルール形成を主導するとともに、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)<sup>(1)</sup>などを通じた経済連携の推進、世界貿易機関(WTO)<sup>(2)</sup>や経済協力開発機構(OECD)<sup>(3)</sup>のルール・枠組みの維持・強化に取り組む。第三に、経済安全保障の重要性が一層増す中で、日本の戦略的自律性や戦略的不可欠性を確保する観点から、重要鉱物を含むサプライチェーンの強靱化や重要・新興技術の保全・開発促進、エネルギー・食料の安定的な確保などに取り組むほか、非市場的政策・慣行や経済的威圧への対応を含め、日本の経済安全保障に資する国際経済秩序の強化に向けた議論に積極的に参画していく。

#### (2) 新たな諸課題への対応

技術革新に伴い、分野横断的な取組を必要とする新たな課題も生じている。特に、AIは、今や国力を左右する技術として各国間で開発競争が激化するのみならず、安全保障にも直結する外交上の重要な分野となっている。

AIに関連した2025年の主要な外交行事として、2月にフランスでAIアクション・サミットが開催され、約90か国の政府代表、国際機関代表や民間企業等が参加した。同サミットに際して、日本は、「人工知能と人権、民主主義

(1) CPTPP : Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

(2) WTO : World Trade Organization

(3) OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development

及び法の支配に関する欧州評議会枠組条約」への署名を行った。6月のカナダでのG7カナダスキス・サミットでは、「繁栄のためのAIに関するG7首脳声明」が発出された。7月には米国がAI行動計画を発表し、その直後には中国が世界AI大会（WAIC）を開催して「AIグローバル・ガバナンス行動計画」を発表した。8月には国連総会において「AIに関する独立国際科学パネル」及び「AIガバナンスに関するグローバルダイアログ」のTOR決議（Terms of Reference：付託事項）が採択された。

日本は、2023年に生成AIの国際ガバナンスに関する「広島AIプロセス」<sup>(4)</sup>の立ち上げを主導して以来、「安全、安心で信頼できるAI」エコシステムの構築に向けた国際ルール作りに積極的に貢献してきた。「広島AIプロセス・フレンズグループ」を通じて「広島AIプロセス」国際指針や国際行動規範の実践の拡大に取り組み、2025年2月には東京でフレンズグループ対面会合を初めて開催したほか、同年中に新たにマレー

シア、インドネシア、エジプト、スイス、フィリピンがフレンズグループに参加し、同年12月時点で、60の国・地域にまで拡大している。

同時に、日本は、インド、アフリカ、ASEAN（東南アジア諸国連合）、中央アジアを始めとするグローバル・サウス諸国と共に、各国・地域のニーズに応じた形で、「安全、安心で信頼できるAI」エコシステムを共創していくための取組を進めている。例えば、10月の日ASEAN首脳会議では、AIを活用したソリューションの共創、制度整備・ガバナンス、人材育成・能力構築、基盤支援の四つの面において共にASEANにおけるAIエコシステムを構築することを目的とする「日ASEAN・AI共創イニシアティブ」の立ち上げを発表した。

日本は引き続き、首脳・外相会談等の機会や在外公館を活用し、同志国との連携を強化しながら、「安全、安心で信頼できるAI」を押し進め、国際的なAIガバナンスの構築やAIを活用したイノベーションを促進していく。

## 2 日本企業の海外展開支援とインバウンド需要・投資を通じた経済の活性化

### (1) 日本企業の海外展開の推進

日本経済の発展を支える日本企業の多くが、海外展開に積極的に取り組んでおり、外国に進出している日本企業数は、国内外の経済情勢やそのほかの事情の影響を受けつつも中長期的には増加傾向にある。グローバル・サウス諸国など、海外の経済成長の勢いを日本経済に取り込む観点からも、政府による日本企業支援の重要性は高まっている。

このような状況を踏まえ、外務省では、本省・在外公館が連携して、日本企業の海外展開支援に積極的に取り組んでいる。各在外公館では、「世界一開かれた、相談しやすい公館」をモットーに、大使や総領事が自ら先頭に立ち、日本企業支援担当官や経済広域担当官を始めと

する館員と共に、日本企業への各種情報提供や外国政府への働きかけ、さらには第三国市場への進出支援など、各地の事情や企業のニーズに応じた支援を行っている。そのほか、経済的威圧に関する相談対応や、アジア・アフリカ地域などの一部公館では、現地の法令事情に精通した日本人弁護士を活用し、現地の法制度に関するセミナーや法律相談なども実施している。

さらに、在外公館においては、日本企業の商品展示会、試食・試飲会、ビジネス展開を目的としたセミナー、地方自治体の物産展など各種イベントにおいて、日本企業の製品・技術・サービスや日本の農林水産物などの「ジャパンブランド」を広報・宣伝する場として、あるいは現地企業・関係機関との交流・ネットワークキ

(4) 広島AIプロセス：2023年5月、日本議長国下のG7広島サミットにおいて立ち上げられた、生成AIに係る国際的ルールの検討のためのプロセス。同年12月のG7首脳声明において、「全てのAI関係者向けの広島プロセス国際指針」及び「高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」を含む「広島AIプロセス包括的政策枠組み」が承認された。

ングの場として、大使館や大使公邸などの施設を積極的に活用してきている。

## (2) インフラシステムの海外展開の推進

新興国を中心としたインフラ需要を取り込み、日本企業のインフラシステムの海外展開を促進するため、2013年に内閣官房長官を議長とし、関係閣僚を構成員とする「経協インフラ戦略会議」が設置され、2025年12月までに58回の会合が実施された。同会議では2013年に作成された「インフラシステム輸出戦略」を毎年改定し、フォローアップを行ってきたが、2024年12月には、世界のインフラ市場の構造的な変化などインフラシステムの海外展開を取り巻く環境の変化を踏まえ、「インフラシステム海外展開戦略2030」を策定し、従来のインフラの概念を超えた領域も含めた今後の海外展開の方向性や、官民が連携して日本と相手国双方の成長につなげていく方向性が打ち出された。この戦略において、(ア) 相手国との共創を通じた日本の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化、(イ) 経済安全保障などの新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保、(ウ) GX（グリーン・トランスフォーメーション）・DX（デジタル・トランスフォーメーション）などの社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応の3本の柱につき具体的施策が明記され、2030年のインフラシステムの受注額を45兆円とすることが目標として掲げられた。外務省としては、首脳・外相レベルを始めとするトップセールスの推進に加え、在外公館を通じた支援やオファー型協力を始めとする、より効果的、戦略的な政府開発援助（ODA）の活用を通じた取組を進めている。

## (3) 日本の農林水産物・食品等の輸出促進 （東日本大震災後の日本産食品に対する輸入規制の撤廃に向けた働きかけを含む。）

日本の農林水産物・食品の輸出拡大は政府の

重要課題の一つであり、5月に改訂された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、政府一体となって取組を加速させている。外務省としても、関係省庁・機関、日本企業、地方自治体などと連携しつつ、日本の農林水産物・食品等の更なる輸出拡大に向けた取組を実施している。特に63の国・地域の計85の在外公館では日本企業支援担当官（食産業担当）を指名、そのうち一部公館には現地事情に精通する「農林水産物・食品輸出促進アドバイザー」も配置するなどして重点的に取り組んでいる。また、在外公館などのネットワークやSNSも活用しながら、日本の農林水産物・食品の魅力を積極的に発信しているほか、各国・地域の要人を招待するレセプションや文化行事などの様々な機会を捉え、精力的なPR活動を行っている。加えて、一部都市の在外公館では、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）海外事務所や日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）などと共に「輸出支援プラットフォーム」を構築し、関係機関と連携しつつ更なる輸出促進に取り組んでいる。

輸出拡大の大きな障壁の一つとして、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故後に諸外国・地域が導入した日本産農林水産物・食品に対する輸入規制措置がある。この規制の撤廃及び風評被害対策は政府の最重要課題の一つである。外務省も、関係省庁と連携しながら、1日も早くこうした規制が完全に撤廃されるように取り組んでいる。こうした取組の結果、2025年11月に全ての規制撤廃を発表した台湾を含め、累計で50の国・地域が規制を撤廃した。

一方、同年末時点も5の国・地域が規制を維持している（韓国、中国、<sup>ほんこん</sup>香港、マカオ、ロシア）。特に中国、香港、マカオ及びロシアは、2023年8月のALPS処理水<sup>(5)</sup>の海洋放出の開始を受けて新たに規制を強化した。

このうち中国との間では、2024年9月に、

(5) ALPS処理水とは、東京電力福島第一原子力発電所の建屋内にある放射性物質を含む水について、多核種除去設備（Advanced Liquid Processing System：ALPS）を含む複数の浄化設備により、トリチウム以外の放射性物質の濃度が安全に関する規制基準値を確実に下回るように浄化した水である。海洋放出に当たっては、トリチウムについても安全に関する規制基準値を十分に満たすよう、海水で大幅に希釈する。

ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について日中両政府で「日中間の共有された認識」を発表し、中国側は、国際原子力機関（IAEA）の枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、日本産水産物の輸入規制措置の調整に着手し、日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。同年10月以降、中国を含む第三国専門家も参加して追加的モニタリングが累次実施され、これらの公表済みの結果報告書では、ALPS処理水の海洋放出の安全性が確認されている。中国政府からも、これまで分析が完了したものについて、結果が正常であったと発表されている。2025年6月末には、中国政府から、日本の一部地域の水産物の輸入を回復させる公告が発出された。日本産水産物の輸入再開については、2024年9月に発表された「日中間の共有された認識」をしっかりと実施していくことが何より重要であり、政府としては、引き続き中国側に対して、日本側輸出関連施設の速やかな再登録を含め、輸出の円滑化について働きかけるとともに、残された10都県産の水産物の輸入規制の撤廃等を強く求めている。

また、日本はWTOの関連委員会において、中国を含む各国・地域の規制につき早期の規制撤廃を一貫して強く働きかけ、日本の立場を説明したほか、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）に基づき中国などに討議要請を行った。さらに、日中両国が締約国となっている地域的な包括的経済連携（RCEP）協定<sup>(6)</sup>の規定に基づき、中国政府に対して討議・技術的協議の要請を行い、中国が協定の義務に従い要請に応じるよう求めている。このように、引き続き、関係省庁、地方自治体、関係する国際機関等と緊密に連携しながら、科学的根拠に基づく規制の早期撤廃及び風評被害の払拭に向け、あらゆる機会を捉え、粘り強く説明及び働きかけを行っていく。

#### (4) 対日直接投資

対日直接投資（FDI）の推進については、2014年から対日直接投資案件の発掘・誘致活動の司令塔機能を担う対日直接投資推進会議で、外国企業経営者の意見を吸い上げ、日本の投資環境の改善に資する規制制度改革や支援措置などを策定している。2025年6月の同会議（第13回）では、新たに抽出した課題を5本柱で整理した「対日直接投資促進プログラム2025」を策定し、省庁横断で解消に向けて取り組んでいる。なお、経済財政諮問会議での答申を経て閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針2025）」においても、2030年までに対日直接投資残高120兆円、2030年代前半のできるだけ早期に150兆円を達成することが目標として掲げられた。

外務省では、対日直接投資推進会議で策定された施策に基づき、在外公館を通じて各種取組を戦略的に実施している。2024年度には、126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」を通じ、日本の規制・制度の改善要望調査、在外公館のネットワークを活用した対日直接投資の呼びかけ、対日直接投資関連イベントの開催など、活動実績は850件以上となった。また、海外における人材・投資誘致体制を抜本強化するため、在外公館長・JETRO海外事務所長レベルでの連携による「FDIタスクフォース」を2023年6月に5拠点（ニューヨーク、ロンドン、パリ、デュッセルドルフ、シドニー）に設置したが、2025年1月には更に6拠点（ロサンゼルス、トロント、アムステルダム、シンガポール、ニューデリー、ドバイ）を加え、計11拠点到拡大し、対日直接投資誘致活動を強化している。

日本国内では、3月に外務省主催でグローバル・ビジネス・セミナーを開催し、海外から見た日本及び地方へ投資する魅力を広く発信するため、政府・地方自治体・企業関係者が講演し、国内外企業関係者、駐日外国公館、商工会議所、政府・地方自治体関係者など100人以

(6) RCEP : Regional Comprehensive Economic Partnership

上が参加し、活発な議論が行われた。

#### (5) 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)、 2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとして、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)が4月13日から10月13日まで、大阪・夢洲<sup>しよ</sup>で開催された。日本で開催された国際博覧会としては最多の165の公式参加者(各国・地域・国際機関)が参加し、184日の期間中、世界中から2,900万人以上が来訪し、成功裏に終了した。万博は、多くの国民が世界と交流を深め、日本の魅力を国際社会に広く発信する貴重な機会となった。

期間中は、公式参加国・地域及び国際機関のナショナルデー及びスペシャルデーが連日開催され、日本政府の招待による「博覧会賓客」として各国の王族、元首・首脳、閣僚等が多数会場を訪れた。博覧会賓客の各国要人は、万博会場内での公式式典・文化行事等に出席したほか、自国のパビリオンや日本館等を訪問し、独

自の文化を披露・共有するなどして、日本との交流を深めた。また、多くの要人は訪日の機会に、石破総理大臣、岩屋外務大臣、その他閣僚、国会議員、経済界要人などと会談した。万博期間中における各国要人の訪日は、二国間関係の強化に貢献するとともに、ビジネス関連の日程を通じて海外の活力を日本に取り込む契機ともなり、また、地方創生のための機会も提供した。

2027年には、横浜市で「幸せを創る明日の風景」をテーマに2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)が開催予定である。この博覧会は、花や緑を始めとする自然との共生に加え、持続可能な農業、気候変動、脱炭素化などの地球規模課題に対する「自然を活用した解決策(Nature-based Solutions)」の提示を目指すものであり、外務省としても、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会及び関係省庁と連携しながら、外交機会を最大限に活用して各国・国際機関に対する参加招請活動を精力的に行うとともに、参加予定国・国際機関による出展準備を支援している。

## コラム

## COLUMN

## 在外公館を通じた日本企業支援

各在外公館は、「世界一開かれた、相談しやすい公館」を目指し、日本企業からの相談・支援要請に積極的に対応しています。その相談内容や支援の在り方は、地域の特性、政治・経済状況、日本企業進出状況など、現地の事情によって異なりますが、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」を統一的な指針としながら、幅広いネットワークや政府開発援助（ODA）等の各省庁の支援スキームを含めた各種ツールも活用しています。例えば、「日本企業支援窓口」では以下の支援を行っています。

- ・ 現地情報（政情・治安、法令・規制、市場動向等）の提供
- ・ 公館施設を活用した日本製品のプロモーション活動
- ・ 制度改善等に向けた外国政府当局への働きかけ
- ・ 日本人弁護士の協力による法律相談サービスの提供
- ・ インフラ関連情報の収集及び提供
- ・ 経済的威圧への対応

こうした在外公館によるサポート事例は、「日本企業支援グッドプラクティス」として、外務省ホームページに掲載しています。例えば、インドでは、現地の最高裁判所の判決をきっかけとして、日本企業等外資系企業に対して大規模な税務調査が行われ、関係企業が延滞税や罰金を含む多額の税負担を求められる事案がありました。これに対し、在インド日本国大使館は、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）ニューデリー事務所及びインド日本商工会と連携し、日本企業に対する影響を把握・集約の上、インド政府に対して累次に及ぶ働きかけを実施しました。その結果、現地財務省が課税当局に対し、当該最高裁判所の判決に依拠した課税を安易に行うことなく、事実関係を精査することを求める通達を発出する流れとなり、さらには、その後法改正が行われたことにより、日本企業の実質的な税負担が軽減されることになりました。

外務省は今後も、外務本省と在外公館が緊密に連携し、関係省庁・機関とも協力しながら、様々な機会やツールを活用して日本企業の国際競争力向上の後押しや海外のビジネス環境の整備に努めるとともに、個々の日本企業の活動支援も行っていきます。



日本の産業界と連携して開催したシンポジウムの様子  
(3月4日、在英国日本国大使館 ロンドン)

### 3 ルールに基づく自由で公正な国際経済秩序の維持・強化

#### (1) 経済連携の推進

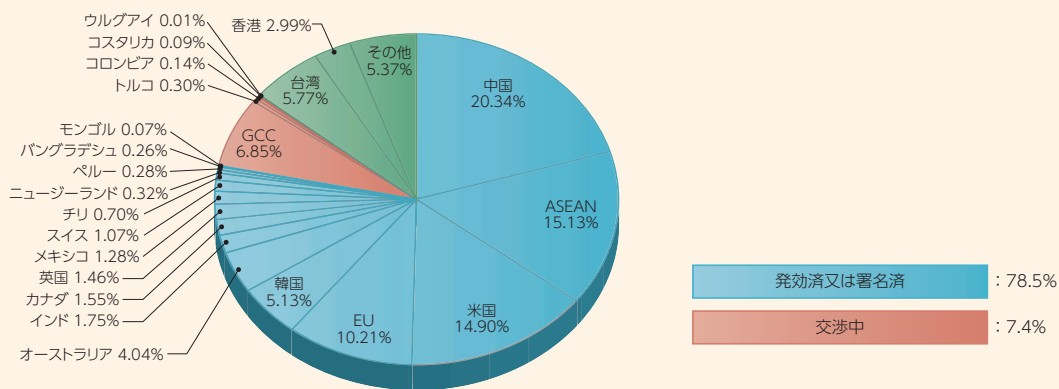
近年、経済のグローバル化が進展する一方、保護主義的な動きが一層顕著となり、さらには世界各地の紛争などを原因として、国際経済の不透明性が増している。そうした中で日本は、物品の関税やサービス貿易の障壁などの削減・撤廃、貿易・投資のルール作りなどを通じて海外の成長市場の活力を取り込み、日本経済の基盤を強化する経済連携協定／自由貿易協定（EPA／FTA）<sup>(7)</sup>を重視し、これを着実に推進してきている。

二国間の経済連携協定については、精力的な交渉の末、2026年2月にバングラデシュとの署名に至ったほか、アラブ首長国連邦（UAE）や湾岸協力理事会（GCC）<sup>(8)</sup>との交渉も進めている。CPTPPについては、2025年11月に開催された第9回環太平洋パートナーシップ（TPP）委員会において締約国間で一致した新規加入対応に係るいわゆる「オークランド原則」<sup>(9)</sup>に沿う加入要請エコノミーとしてウルグアイ、UAE、

フィリピン及びインドネシアを特定するとともに、ウルグアイの加入に関する作業部会（AWG）の設置が決定されたほか、電子商取引、サービス貿易、税関当局及び貿易円滑化、サプライチェーン強靱化を含む競争力及びビジネスの円滑化等の分野において協定改正の交渉開始が決定された。また、経済的威圧や市場歪曲の慣行等について協定の実施・運用の強化に向けた取組を推進していくことで一致した。

2025年末時点で、日本の貿易のEPA／FTA比率（日本の貿易総額に占める発効済み・署名済みの経済連携協定／自由貿易協定相手国との貿易額の割合）は約78.5%に達している（出典：2026年財務省貿易統計）。日本としては、引き続き、自らの平和と繁栄の基礎となる自由で公正な経済秩序を広げるため、高い水準を維持しながらのCPTPPの戦略的拡大、RCEP協定の透明性のある履行の確保、その他の経済連携協定交渉などに積極的に取り組んでいく。

■ 日本の貿易総額に占めるEPA相手国・地域の貿易額割合



出典：財務省貿易統計（2026年1月公表）

(7) EPA：Economic Partnership Agreement、FTA：Free Trade Agreement

(8) 湾岸協力理事会（GCC：Gulf Cooperation Council）：サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタール、クウェートによって設立

(9) 新規加入要請への対応に係る原則（オークランド3原則）

- (1) 協定の高い水準（ハイスタンダード）を満たす用意があること
- (2) 貿易に関するコミットメントを遵守する行動を示してきていること
- (3) CPTPP締約国のコンセンサスに基づいて決定がなされること

## ア 多数国間協定など

### (ア) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)

CPTPPは、関税、サービス、投資、電子商取引、知的財産、国有企業など、幅広い分野で高い水準のルールを設定している。日本にとっても、日本企業が海外市場で一層活躍する契機となり、日本の経済成長に向けて大きな推進力となる重要な経済的意義を有している。さらに、CPTPPを通じて、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった価値や原則を共有する国々と共に自由で公正な経済秩序を構築し、日本の安全保障やインド太平洋地域の安定に大きく貢献し、地域及び世界の平和と繁栄を確かなものにするという大きな戦略的意義を有している。日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの12か国は、2016年2月、TPP協定に署名したが、2017年1月に米国がTPP協定からの離脱を表明したことから、11か国でTPPを早期に実現するため、日本は精力的に議論を主導した。2017年11月のTPP閣僚会合で大筋合意に至り、2018年3月にCPTPPがチリで署名された。協定の発効に必要とされる6か国（メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア）が国内手続を終え、同協定は2018年12月30日に発効した。2019年1月にベトナムが、2021年9月にペルーが、2022年11月にマレーシアが、2023年2月にチリが、7月にブルネイが締約国となり、同協定は署名した11か国全てについて発効した。

CPTPPの発効後、2021年2月に加入を要請した英国について、2023年7月、CPTPPが規定する各分野のルールの英国による遵守並びにCPTPPの締約国及び英国が互いに付与する市場アクセスに関する約束などを定める英国加入議定書への署名が行われた。日本は同議定書を同年12月に国会承認し、その後、同議定書は2024年12月に日本を含む10か国について発効した。同年11月のTPP委員会ではコス

タリカの加入に関するAWG設置が決定された。2025年11月にオーストラリアで開催された第9回TPP委員会では、締約国間で一致した新規加入対応に係るいわゆる「オークランド原則」に沿う加入要請エコノミーとしてウルグアイ、UAE、フィリピン及びインドネシアを特定するとともに、ウルグアイのAWG設置を決定し、また、適切であれば他の3エコノミーについても2026年に加入プロセスを開始することとした。それ以外には、2021年9月に中国及び台湾が、同年12月にエクアドルが、2023年5月にウクライナが、2025年11月にカンボジアが加入を要請している。日本は、加入要請を行った国・地域（エコノミー）がCPTPPの高い水準を完全に満たすことができ、加入後の履行においても満たし続けていくという意図と能力があるかどうかについて適切に見極めつつ、戦略的観点や国民の理解も踏まえながら対応していく。

### (イ) 日・EU経済連携協定 (日EU・EPA)

2019年2月、当時の世界GDPの約3割、世界貿易の約4割を占める日EU・EPAが発効した。EUは、日本にとって第三の輸出相手国（全体の9.3%）かつ第三の輸入相手国（10.5%）（いずれも2024年時点）となる重要なパートナーである。

協定発効から6年が経過し、拡大傾向にある日EU貿易を一層発展させるため、2025年には物品貿易、貿易の技術的障害、サービス貿易・投資・電子商取引、政府調達、貿易と持続可能な開発、規制協力等の分野での課題解決や協力に取り組んだ。今後も、閣僚級の合同委員会や分野別の専門委員会・作業部会を通じて、EPAの効果的な実施を確保するための取組を進め、日EU経済関係の更なる深化に向けて引き続き緊密に協力していく。

### (ウ) 日英包括的経済連携協定 (日英EPA)

英国のEU離脱を機に2021年1月に発効した日英EPAは、基本的価値を共有するグローバルな戦略的パートナーである日英関係を経済

面で一層深化させるための重要な礎となっている。日EU・EPAを基礎とし全24章で構成される日英EPAは、電子商取引や金融サービスなどの分野で日EU・EPAよりも先進的かつハイレベルなルールを盛り込んでいる。また、日本が締結したEPAでは初めて、貿易により創出される機会や利益への女性のアクセス促進のための章を設けており、日英政府協力の下、2月に女性経営者支援セミナー（オンライン）、8月に大阪・関西万博の英国パビリオンにおいて女性の経済的エンパワーメントに関するフォーラムを開催した。

今後も、閣僚級の合同委員会や分野別の専門委員会・作業部会を通じて、EPAの効果的な実施を確保するための取組を進め、日英経済関係の更なる深化に向けて引き続き緊密に協力していく。

#### (エ) 日・GCC経済連携協定（EPA）

湾岸協力理事会（GCC）とのEPAの締結は、その関税削減効果やルール面の改善によるビジネス環境改善に加え、エネルギー安全保障の観点からも重要である。

日本とGCCとの間のEPA交渉は2006年に開始され、その後2009年に中断されたが、2023年7月に岸田総理大臣がサウジアラビアを訪問した際、ブダイウィGCC事務総長との間で2024年中の交渉再開で一致したことを受け、同年12月に交渉再開後第一回会合を実施し、2025年12月までに2回の交渉会合を行った。

日GCC・EPAはGCC諸国が進める産業多角化、脱石油依存に向けた社会経済改革の力強い後押しとなり、日本とGCCの更なる関係強化に資することが期待される。

#### (オ) 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定

RCEP協定は、ASEAN加盟国（2025年10月にASEANに正式加盟した東ティモールを除く。）と日本、オーストラリア、中国、韓国及

びニュージーランドが参加する経済連携協定である。RCEP協定参加国のGDPの合計、参加国の貿易総額、人口はいずれも世界全体の約3割を占める。この協定の発効により、日本と世界の成長センターであるこの地域とのつながりがこれまで以上に強固になり、日本の経済成長に寄与することが期待されている。2012年11月に、プノンペン（カンボジア）で開催されたASEAN関連首脳会議の際、RCEP交渉立ち上げ式が開催されて以来、約8年の交渉を経て、2020年11月の第4回RCEP首脳会議の機会に署名に至った。

RCEP協定は、2022年1月1日に発効し、2025年末までに合計11回の合同委員会及び4回の閣僚会合が開催された。また、2025年10月には、協定の発効後初となるRCEP首脳会議（第5回）がクアラルンプール（マレーシア）で開催された。日本としては、RCEP協定の透明性の高い完全な実施を通じ、地域におけるルールに基づく自由で公正な経済秩序を維持・強化していくことを重視しており、そのため、関係各国と緊密に連携していく。

#### (カ) インド太平洋経済枠組み（IPEF）

IPEF<sup>(10)</sup>は、インド太平洋地域における経済面での協力について議論するための枠組みであり、2024年にIPEFサプライチェーン協定、IPEFクリーン経済協定、IPEF協定及びIPEF公正な経済協定が発効した。その後、協定の実施のための議論が進められ、サプライチェーン協定に基づき設置されたサプライチェーン理事会、危機対応ネットワーク、労働者権利諮問委員会において、サプライチェーンの強靱化に向けた各種取組が行われている。

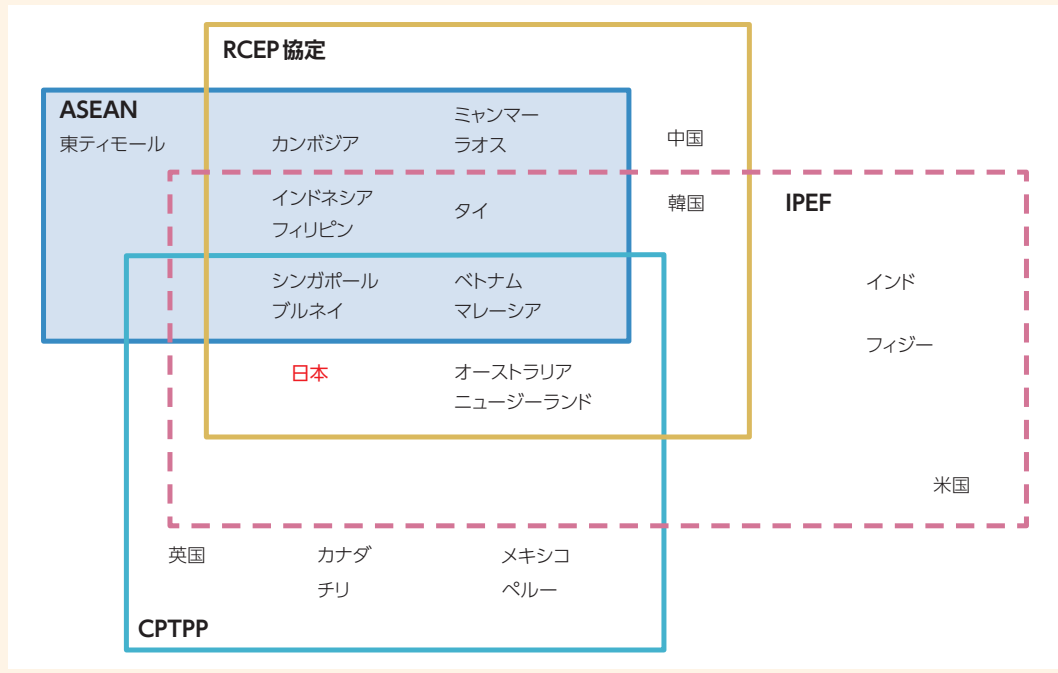
#### (キ) アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）構想

アジア太平洋経済協力（APEC）<sup>(11)</sup>の中長期的な方向性を示す「APECプトラジャヤ・ビジョン2040」（2020年に採択）は、「アジア太

(10) IPEF : Indo-Pacific Economic Framework for Prosperity

(11) APEC : Asia Pacific Economic Cooperation

■ インド太平洋地域の多国間経済協定



平洋自由貿易圏（FTAAP）<sup>(12)</sup>のアジェンダに関する作業などを通じて、「市場主導型による地域の経済統合を推し進める」と記述している。2022年には、「FTAAPアジェンダに関する作業計画」が策定され、FTAAPアジェンダを具体化する作業が進められている。

日本はこれまで、経済連携協定（EPA）における「競争章」や競争に関する政策ワークショップを行い、FTAAPアジェンダに関する知見の共有や能力構築支援に貢献してきた。

2024年のペルーでのAPEC首脳会議において「FTAAPアジェンダの新たな視点に関するイチマ<sup>(13)</sup>声明」が採択され、既存の自由貿易協定などを踏まえ、税関手続、投資、デジタル貿易、競争政策、国有企業、貿易と労働、貿易と環境などの分野について検討する新たなプログラムを展開することが明記され、2025年の韓国でのAPEC首脳会議においても、こうした取組を継続することが確認された。

1 二国間協定

(ア) 日・トルコ経済連携協定（EPA）

トルコは、欧州、中東、中央アジア・コーカサス地域、アフリカの結節点に位置する重要な国であり、高い経済的潜在性を有し、周辺地域への輸出のための生産拠点としても注目されている。両国の経済界から日・トルコEPAの早期締結に対する高い期待感が示される中、2014年1月の日・トルコ首脳会談において交渉開始に合意し、2024年12月末までに17回の交渉会合が開催された。トルコは、これまでに20以上の国・地域とEPA／FTAを締結しており、EPA締結を通じて日本企業の競争条件が整備されることが期待される。

(イ) 日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）

バングラデシュは、伝統的な親日国であり、経済協力関係を中心に友好的関係を築いてきている。2023年4月には、両国関係を「戦略的

(12) FTAAP：Free Trade Area of the Asia-Pacific

(13) イチマ：ペルー古代文明の地の名称

パートナーシップ」に格上げし、両国の経済関係は近年更に発展してきている。こうした状況を踏まえ、両国の貿易拡大やルール整備による投資環境改善などを目指し、2024年3月に日・バングラデシュEPA交渉の開始を決定し、2025年9月末までに7回の交渉会合を行い、12月に大筋合意、2026年2月に署名に至った。

日・バングラデシュEPAの締結は、二国間の経済関係を更に発展させるとともに、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現や日本の南アジアにおけるプレゼンス増大をもたらすことが期待される。

#### (ウ) 日・アラブ首長国連邦（UAE）経済連携協定（EPA）

UAEは日本にとってエネルギー安全保障上重要な戦略的パートナーであり、近年は「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ（CSPI）」の枠組みの下、多岐にわたる分野で協力を推進してきている。

貿易・投資の拡大を始めとする両国間の経済関係の一層の強化を目指し、2024年9月、日UAE・EPAの交渉を開始することを決定し、2026年1月までに7回の交渉会合を行った。

#### ウ その他の発効済みの経済連携協定（EPA）

発効済みのEPAには、協定の実施の在り方について協議する合同委員会に関する規定や、発効から一定期間を経た後に協定の見直しを行う規定がある。また、発効済みのEPAの円滑な実施のために、発効後も様々な協議が続けられている。日・インドネシアEPAについては、2024年8月に改正議定書への署名が行われた。同議定書は2025年4月に日本の国会の承認を得た。

また、EPAに基づき、インドネシア、フィリピン及びベトナムから看護師・介護福祉士候補者の受入れを実施しており、2025年度までの累計受入れ人数は、それぞれ、インドネシア4,565人、フィリピン4,055人及びベトナム

2,014人となっている。また、2024年度までの3か国の累計国家試験合格者数は、看護師は719人、介護福祉士は3,616人である。

#### エ 投資関連協定

投資関連協定（投資協定及び投資章を含むEPA／FTA）は、投資家やその投資財産の保護、規制の透明性向上、投資機会の拡大、投資紛争解決手続などについて共通のルールを設定することで、投資家の予見可能性を高め、投資活動を促進するための重要な法的基盤である。海外における日本企業の投資環境を整備するだけでなく、日本市場への海外投資の呼び込みにも寄与すると考えられることから、日本は投資関連協定の締結に積極的に取り組んできている。

2025年12月に日・パラグアイ投資協定、日・タジキスタン投資協定、日・セルビア投資協定の署名が行われた。2026年2月末時点で、発効済みの投資関連協定が54本（投資協定37本、EPA17本）、署名済み・未発効となっている投資関連協定が7本（投資協定5本、EPA2本）あり、これらを合わせると61本となり、85の国・地域をカバーすることとなる。これらに現在交渉中の投資関連協定を含めると97の国・地域、日本の対外直接投資額の約95%をカバーすることとなる<sup>(14)</sup>。

#### オ 租税条約／社会保障協定

##### (ア) 租税条約

租税条約は、国境を越える経済活動に対する国際的な二重課税の除去（例：配当などの投資所得に対する源泉地国課税の減免）や脱税・租税回避の防止を図ることを目的としており、二国間の健全な投資・経済交流を促進するための重要な法的基盤である。日本政府は、日本企業の健全な海外展開を支援するため、これに必要な租税条約ネットワークの拡充に努めている。

2025年には、ウクライナとの新租税条約（全面改正）（8月）、トルクメニスタンとの新租税

(14) 財務省「直接投資残高地域別統計（資産）（全地域ベース）」（2024年末時点）

■ 投資関連協定<sup>(注)</sup>の現状(2026年2月末時点)

投資関連協定<sup>(注)</sup>の交渉状況

- ・発効済: 54本(投資協定37本, EPA17本)
  - ・署名済・未発効: 7本(投資協定5本, EPA2本)
  - ・交渉中: 17本(投資協定13本, EPA/FTA4本)
- (注) 投資協定及び投資章を含むEPA/FTA

85の国・地域をカバー  
交渉中のもも発効すると  
97の国・地域をカバー

発効済(終了したものを除く。) (自): 「自由化型」協定

投資協定 (注) 台湾との間では2011年に日台民間投資取決め(自由化型)を作成 ( ): 発効年			投資章を含むEPA	
1 エジプト(1978)	14 ベルー(2009) <sup>(E)</sup>	27 オマーン(2017)	1 シンガポール(2002) <sup>(E)</sup>	10 インド(2011) <sup>(E)</sup>
2 スリランカ(1982)	15 パプアニューギニア(2014)	28 ケニア(2017)	2 メキシコ(2005) <sup>(E)</sup>	11 オーストラリア(2015) <sup>(E)</sup>
3 中国(1989)	16 クウェート(2014) <sup>(E)</sup>	29 イスラエル(2017) <sup>(E)</sup>	3 マレーシア(2006) <sup>(E)</sup>	12 モンゴル(2016) <sup>(E)</sup>
4 トルコ(1993)	17 イラク(2014)	30 アルメニア(2019) <sup>(E)</sup>	4 チリ(2007) <sup>(E)</sup>	13 CPTPP <sup>(注1)</sup> (2018) <sup>(E)</sup>
5 香港(1997)	18 日中韓(2014)	31 ヨルダン(2020)	5 タイ(2007) <sup>(E)</sup>	14 EU(2019) <sup>(E)</sup>
6 バングラデシュ(1999)	19 ミャンマー(2014) <sup>(E)</sup>	32 アラブ首長国連邦(2020)	6 ブルネイ(2008) <sup>(E)</sup>	15 ASEAN(2020 <sup>(注2)</sup> ) <sup>(E)</sup>
7 ロシア(2000)	20 モザンビーク(2014) <sup>(E)</sup>	33 コートジボワール(2021) <sup>(E)</sup>	7 インドネシア(2008) <sup>(E)</sup>	16 英国(2021) <sup>(E)</sup>
8 パキスタン(2002)	21 コロンビア(2015) <sup>(E)</sup>	34 ジョージア(2021) <sup>(E)</sup>	8 フィリピン(2008) <sup>(E)</sup>	17 RCEP協定 <sup>(注3)</sup> (2022) <sup>(E)</sup>
9 韓国(2003) <sup>(E)</sup>	22 カザフスタン(2015)	35 モロッコ(2022)	9 スイス(2009) <sup>(E)</sup>	
10 ベトナム(2004) <sup>(E)</sup>	23 ウクライナ(2015)	36 パーレーン(2023)		
11 カンボジア(2008) <sup>(E)</sup>	24 サウジアラビア(2017)	37 アンゴラ(2024) <sup>(E)</sup>		
12 ラオス(2008) <sup>(E)</sup>	25 ウルグアイ(2017) <sup>(E)</sup>			
13 ウズベキスタン(2009) <sup>(E)</sup>	26 イラン(2017)			

(注1) CPTPP: 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定  
(注2) 改正議定書の発効年  
(注3) RCEP協定: 地域的な包括的経済連携協定

交渉中

投資協定		投資章を含むEPA/FTA
1 アルジェリア	9 エチオピア	1 GCC
2 カタール	10 EU	2 日中韓
3 ガーナ	11 アゼルバイジャン	3 トルコ
4 タンザニア	12 ウクライナ(改正)	4 アラブ首長国連邦
5 トルクメニスタン	13 チュニジア	(参考) CPTPP加入交渉: コスタリカ・ウルグアイ
6 セネガル		
7 キルギス		
8 ナイジェリア		

署名済・未発効

- ・TPP協定<sup>(注4)</sup>(2016年2月署名、承認済)(EPA)<sup>(E)</sup>
  - ・パラグアイ(2025年12月署名、未承認)
  - ・アルゼンチン(2018年12月署名、承認済)<sup>(E)</sup>
  - ・タジキスタン(2025年12月署名、未承認)<sup>(E)</sup>
  - ・ザンビア(2025年2月署名、未承認)
  - ・セルビア(2025年12月署名、未承認)
  - ・バングラデシュ(2026年2月署名、未承認)
- (注4) TPP協定: 環太平洋パートナーシップ協定

条約(全面改正)(11月)及びアルメニアとの新租税条約(全面改正)(12月)が発効した。また、キルギスとの新租税条約(全面改正)(12月)が署名された。さらに、6月には、ラオスとの間で新たに租税条約の締結交渉を開始し、またチェコとの間で現行の租税条約に代わる新条約の締結交渉を開始した。同年12月時点で、日本は90本の租税条約などを締結しており、157の国・地域との間で適用されている。

(イ) 社会保障協定

社会保障協定は、社会保険料の二重負担や年金受給資格の問題を解消することを目的としている。海外に進出する日本企業や国民の負担が軽減されることを通じて、相手国との人的交流の円滑化や経済交流を含む二国間関係の更なる緊密化に資することが期待される。2025年12月時点で日本と社会保障協定を締結又は署名している国は24か国である。

(2) 国際機関

ア 世界貿易機関(WTO)

(ア) WTOが直面する課題とWTO改革

2025年に設立30周年を迎えたWTOは、ルールに基づく自由で開かれた多角的貿易体制の要として、日本及び世界の経済成長に貢献してきた。現在、世界が地政学的挑戦にさらされ、デジタル貿易の発展などの世界経済の変化や、非市場的な政策及び慣行、経済的威圧などの新たな課題にも直面する中、WTOがこれらの危機や課題に十分に対応できていないことも事実であり、WTOを中核とする多角的貿易体制の維持・強化のため、WTO改革の必要性が一層強く認識されている。

こうした中、日本は、時代に即したルール形成を可能とする意思決定の改善、開発途上国に対する「特別かつ異なる待遇」の課題、非市場的政策・慣行への対処、紛争解決制度の見直しなどを重視し、WTO改革に向けた国際的取組

を推進している。

### (イ) 時代に即したルール形成

2022年6月の第12回WTO閣僚会議(MC12)で採択された漁業補助金協定が、WTOの全加盟国の3分の2に当たる111加盟国の受諾を受けて、2025年9月15日に受諾国間で発効した。同協定は、違法・無報告・無規制<sup>(15)</sup>漁業(IUU漁業)につながる補助金の禁止等を定めており、海洋生物資源の持続可能な利用に貢献するものである。また、1995年のWTO設立後2例目の新たな多数国間協定である同協定が発効したことは、WTOの新たなルールを策定する機能が健在であることを示した点において重要である。さらに、包括的規律の規定を目指す漁業補助金協定の第二段階交渉についても、日本は早期の交渉妥結に向けて建設的に議論に関与している。

また、日本は、漁業補助金協定のようなWTO全加盟国によるルール形成に加え、有志国によるルール形成の新たな取組として共同声明イニシアティブ(JSI)<sup>(16)</sup>を推進している。JSIには主に、投資円滑化、電子商取引及びサービス国内規制の三つの分野がある。投資円滑化については、2024年2月の第13回閣僚会議(MC13)の機会に「開発のための投資円滑化に関する協定」の交渉終了を宣言し、WTO協定の附属書としての組み込みに向けた取組が続けられている。電子商取引については、日本はオーストラリア及びシンガポールと共に共同議長国として議論を主導し、2024年7月、「電子商取引に関する協定」のテキストを公表するに至り、その後、同協定をWTO協定の附属書として組み込むため、関係国との調整や働きかけを行った。2021年12月に有志国間で交渉が妥結したサービス国内規制に関する新たな規律については、2024年2月に、各参加国が新たな規律を自国の約束表に追加的に約束するためのWTO加盟国間の手続が完了した。2025年12

月時点で、日本を含む55の国・地域で効力が発生しており、WTOにおける有志国でのルール作りの具体的な成果となった。

### (ウ) 紛争処理

WTOの紛争解決制度は、WTO加盟国間の経済紛争をルールに基づき解決するための手続であり、多角的貿易体制に安定性と予見可能性を与える柱として位置付けられている。2019年12月以降、上級委員会(最終審に相当)は審議に必要な委員数を確保できず、「機能停止」状態にあるが、紛争解決制度自体は引き続き加盟国に利用されている。日本は2023年3月に、暫定的に上級委員会の機能を代替する枠組みとして2020年に有志国が立ち上げた多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント(MPIA)に参加するとともに、引き続き紛争解決制度改革の議論に積極的に参加している。

2025年12月末時点で、WTOの紛争解決手続には、4件の日本の当事国案件が付託されている。

### (エ) 第14回WTO閣僚会議(MC14)

2026年3月に予定されているMC14に向けて、日本は、2025年6月のオーストラリア主催WTO非公式閣僚会合、同年10月のG20貿易・投資大臣会合、APEC首脳会議及び閣僚会議、同年11月のG20ヨハネスブルグ・サミットにおいて、WTO改革等の重要性を訴え、議論に積極的に貢献した。

## 4 経済協力開発機構(OECD)

### (ア) 特徴

OECDは、経済成長、開発援助、自由かつ多角的な貿易の拡大を目的とし、「共通の価値」を有する加盟国(38か国)で構成される国際機関である。OECDは経済・社会の広範な分野について調査・分析を実施するほか、具体的な政策提言を行っている。また、約30の委員

(15) IUU: Illegal, Unreported and Unregulated

(16) 共同声明イニシアティブ(Joint Statement Initiatives)とは、複数の有志国が発出した共同声明に基づく取組のことを指し、2017年12月の第11回WTO閣僚会議で採択され、主に、(1) サービス国内規制、(2) 電子商取引及び(3) 投資円滑化の取組がある。

会で行われる議論などを通じて国際的なスタンダードやルールを形成している。日本は、1964年にOECDに加盟して以降、各種委員会での議論や財政・人的な貢献を通じて、OECDの取組に積極的に関わってきている。

#### (イ) 2025年OECD閣僚理事会

コスタリカが議長国を務めた2025年6月の閣僚理事会（MCM）はパリ（フランス）で開催され、「ルールに基づく貿易、投資、イノベーションを通じて、強靱で包摂的、持続可能な繁栄への道を切り開く」のテーマの下、日本からは平将明デジタル大臣や藤井比早之外務副大臣を含む5人の閣僚等が出席した。

藤井外務副大臣から、WTOを中核とする多角的貿易体制の維持・強化、経済的威圧への対応を含めた経済安全保障、包摂的で持続可能な経済成長、「共創」の概念に沿った非加盟国、特に東南アジアへ向けたアウトリーチの重要性について発言した。また、藤井外務副大臣は、コマンOECD事務総長とのバイ会談において、日本のOECDへのコミットメントは不変であることを伝達した。

また、MCMの開催に際して、日本と副議長国リトアニアの共催で経済安全保障をめぐる諸課題に関する対話を促進することを目的としたサイドイベント「経済安全保障の強化と経済的強靱性の構築」を開催した。

#### (ウ) 各分野での取組

OECDは、経済・社会分野におけるルールや規範を形成し、また、G20、G7、APECなど、ほかの国際フォーラムとの連携を深め、新興国へのルール・規範の普及にも重要な役割を果たしている。具体的には、国際課税制度の見

直しの議論を主導しているほか、AIやコーポレート・ガバナンスに関する原則の改定、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」<sup>(17)</sup>の普及・実施、援助協調などの取組を行っている。

#### (エ) 東南アジア地域へのアウトリーチ

世界経済におけるインド太平洋地域の比重が増す中、OECDへの加盟審査が開始されたインドネシアやタイを始めとする東南アジアの新興国との関係を強化し、OECDのルール・規範を普及させることがOECDの重要な課題となっている。こうした文脈において、OECDは、東南アジア地域プログラム（SEARP）<sup>(18)</sup>を通じた政策対話などを行い、同地域との関係強化に取り組んでいる。その一環として、8月にはOECDが主催する「AI政策ツールキット」共創ワークショップがバンコク（タイ）の日本大使公邸において開催され、東南アジア各国から参加したAI専門家等の間で、「AI政策ツールキット」に東南アジア地域の視点を反映させることを目的として、各国の現状・課題を交えて活発な議論が交わされた。

日本は今後も、OECD東京センターや、独立行政法人国際協力機構（JICA）の技術協力を活用しながら、東南アジア地域からの将来的なOECD加盟を後押ししていく。

#### (オ) 財政的・人的貢献

2025年時点で、日本は、OECDの本体予算（分担金）の7.9%（米国（18.3%）に次ぎ全加盟国中第2位）を負担している。また日本は代々事務次長の一人を輩出しているほか（現在は正木靖事務次長）、事務局には2024年末時点で88人の邦人職員が勤務している。

<sup>(17)</sup> 2019年6月のG20大阪サミットにおいて承認された、開放性、透明性、経済性、債務持続可能性などの要素を含む、質の高いインフラ投資に関する諸原則

<sup>(18)</sup> SEARP : Southeast Asia Regional Programme

## 特集

SPECIAL  
FEATURE

## OECD×東南アジア —AIで共創する新たな未来—

かつて、人工知能（AI）は遠い未来の象徴でした。しかし今や、我々の日常の意思決定から国際秩序のあり方に至るまで、その影響は現実のものとなっています。AIは人と人、国と国を分かちつものではなく、むしろ「共に創る」ための新たな言語となりつつあります。

実はここまでの文章、AIが作成したものです。皆さんはお気づきでしょうか。AIは既に私たちの日常生活に溶け込み、ナビゲーションアプリ、セルフレジなど、あらゆる場面で活用されている一方、倫理・信頼・包摂といった課題を突きつけています。その解決策の一つを提示しようとしているのが、経済協力開発機構（OECD）です。

AIがもたらす機会とリスクの双方に対応するため、日本からの提言を契機に、OECDは2019年、AIについての最初の政府間スタンダードとなる「OECD AI原則」を策定しました。この原則は、AIが民主主義や人間中心の価値を尊重する形で設計・運用されることを求めています。2024年には、広島AIプロセス<sup>1</sup>の成果を踏まえ、生成AIによる偽・誤情報への対処に関する追記等を含んだ改定が行われました。

こうした原則を具体化する政策手段として、OECDは、各国が自国のAI政策と「OECD AI原則」との整合性や他国のAI活用事例を参照できる「AI政策ツールキット」の開発を行っています。この取組は、加盟国のみならず、その他の幅広いグローバル・サウスを含む国際社会の利益となります。しかし、こうした政策手段は国際社会に浸透しなければ意味がなく、一方通行の発信も好ましくありません。「AI政策ツールキット」に関しては、東南アジア諸国を始めとするグローバル・サウスを中心に、国際社会への普及が課題となっています。

この観点から、日本は特に東南アジアとの「AI政策ツールキット」の「共創」の役割を果たそうとしています。東南アジア諸国にとっても、経済成長と強靱かつ安全なAIシステムの構築を両立するため、AIに関する国際基準は重要です。2025年8月には、バンコク（タイ）の日本大使公邸において、「AI政策ツールキット」共創ワークショップを共催し、東南アジア諸国と日本、OECDのAI専門家らが参加しました。同ワークショップは、OECDの「AI政策ツールキット」に東南アジア地域の視点を反映させることを目的としており、参加者間で活発な議論が交わされました。ここで得られたインプットは、今後OECDが同ツールキットの開発を進める上で貴重な示唆となります。このように、日本はAI分野における東南アジアとOECDの「架け橋」として、今後も双方にとって重要な取組を継続していきます。



OECD「AI政策ツールキット」共創ワークショップにおける議論の様子(上)とワークショップ後の集合写真(下)  
(8月6日、タイ・バンコク)

<sup>1</sup> 広島AIプロセス：2023年5月、日本議長国下のG7広島サミットにおいて立ち上げられた、生成AIに係る国際的ルールの検討のためのプロセス。同年12月のG7首脳声明において、「全てのAI関係者向けの広島プロセス国際指針」及び「高度なAIシステムを開発する組織向けの広島プロセス国際行動規範」を含む「広島AIプロセス包括的政策枠組み」が承認された。

**(3) G7**

2025年に発足から50年を迎えたG7は、これまで、国際社会が直面する諸課題に結束して対応してきている。世界経済の不確実性の高まりや、ロシアによるウクライナ侵略の継続などの挑戦に直面する中、2023年のG7広島サミットで強調された、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の堅持やG7を超えた国際的なパートナーへの関与の強化という二つの視点はますます重要性を増しており、これらは2025年のG7カナダ議長下でも共有された。

6月15日から17日まで行われたG7カナダスキス・サミット（カナダ）では、世界経済、経済安全保障と重要鉱物のサプライチェーン強靱化・多様化、AIや量子などの新興技術、山火事への対応といった議題に加え、ウクライナ、中東、インド太平洋といった国際情勢について、G7首脳間で率直な議論が行われた<sup>(19)</sup>。会議の一部に招待国・機関が参加し、ウクライナ情勢に関するセッションにはゼレンスキー・ウクライナ大統領が参加した。

石破総理大臣は、G7メンバー国及び国際社会に向けて、以下のとおり日本の立場や取組を発信した。

セッション1「世界経済の見通し」では、世界経済は地政学的緊張や自然災害等のリスクにさらされ、不確実性が一層増していると指摘し、G7として緊密な意思疎通を行い、不確実性を下げ、安定的な成長を実現していくことが必要であることを強調した。

セッション2「経済成長、経済安全保障・経済強靱性」では、重要鉱物のサプライチェーンの強靱化・多角化は喫緊の課題であり、G7やパートナー国と緊密に連携して対応することの必要性を強調した。

セッション3「コミュニティを安全にする」では、山火事に関して各国とも連携・協力していきたいと述べた。また、国境を越えた抑圧へ

の対応におけるカナダのリーダーシップを高く評価するとともに、各国で連携して対応することの重要性を強調した。さらに、移民の密入国に関与する国際組織犯罪の撲滅に向けて、今後ともG7でも連携していきたいと述べた。

セッション4「世界を安全にする」では、ウクライナ情勢に関し、ロシアに前向きかつ具体的な行動を迅速にとらせるためにもG7の結束は重要であると述べた上で、ウクライナの和平の在り方は、インド太平洋を含む国際秩序全体に影響を及ぼし得ることを指摘し、再侵略を抑止する和平の枠組みの構築が重要であることを強調した。中東情勢に関しては、イスラエル・イラン情勢を受けて、事態の沈静化に向けた外交努力の重要性や、イランの核兵器開発は決して許してはならないことを強調し、対話を通じた核問題の解決の重要性を改めて首脳間で確認した。中国を含むインド太平洋情勢に関しては、就任以来多くのアジアの国と会談を実施し、アジアの声に耳を傾けてきたことを踏まえ、G7としてより一層この地域に関与していくことが重要であると述べた。

セッション5「強く、主権を有するウクライナ」では、ウクライナの産業振興を含む官民一体の復旧・復興支援を一層推進していくと述べるとともに、日本はウクライナ情勢について、引き続きNATO加盟国を含む同志国等との連携強化を推進すると述べた。

セッション7「エネルギー安全保障」では、エネルギー供給源の多様化のみならず、サプライチェーンの強靱化・多角化もG7やパートナー国・機関が連携して取り組むべき課題であると指摘した。また、日本が率先して提唱してきた質の高いインフラ投資の重要性を指摘した上で、大規模なインフラ支援に加えて、農村用の電力支援や飲み水の確保など、開発途上国の人々の生活水準の向上を図るという草の根の視点も必要であると述べた。

(19) 成果文書を含むG7カナダスキス・サミットの詳細については外務省ホームページ参照：

[https://warp.ndl.go.jp/web/20250801111500/https://www.mofa.go.jp/mofaj/pageit\\_000001\\_02025.html](https://warp.ndl.go.jp/web/20250801111500/https://www.mofa.go.jp/mofaj/pageit_000001_02025.html)





G7カナダサミット  
(6月16日、カナダ・カナダスキス 写真提供：首相官邸ホームページ)

なお、2025年のG7カナダ議長下では、6月のカナダスキス・サミットに加え、2月にはG7首脳テレビ会議が開催され、ロシアによるウクライナ侵略へのG7としての対応などにつき議論が行われた。

G7外相会合は、2025年にはオンライン形式も含めて計6回開催された。これらを通し、前年に続き、中東情勢、ウクライナ情勢、インド太平洋情勢などの国際情勢・地域情勢について、G7で緊密な意思疎通が行われた。

3月13日及び14日にシャルルボワ（カナダ）で開催されたG7外相会合では、G7発足から50年目の節目を迎えることを踏まえ、G7各国は、現在の国際社会においてG7が果たす役割について議論し、国際社会の諸課題にG7の結束を維持・強化していくことの重要性を確認した。

11月11日及び12日にナイアガラ（カナダ）で行われたG7外相会合では、中東、インド太平洋、ウクライナを始めとする国際社会の平和と安全に大きな影響を与えている地域情勢及び地域での諸課題について、G7として緊密に意思疎通を行い、連携していくことの重要性を改めて確認した。中東情勢について、G7各国は、トランプ米国大統領によるガザ紛争終結のための包括的計画への支持を改めて表明し、人道支援を含め、全ての当事者が同計画に建設的に関与していくことの重要性を確認した。ウクライ

ナ情勢については、即時停戦の重要性を確認し、公正かつ永続的な平和を実現するため、連携していくことの重要性を確認した。インド太平洋情勢については、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋の重要性を確認し、東シナ海、南シナ海及び台湾海峡におけるものを含む、力又は威圧によるあらゆる一方的な現状変更の試みに強く反対することを改めて表明した。G7各国は、国際情勢・地域情勢について議論を行い、諸課題におけるG7による連携した対応の重要性を改めて確認した。

6月4日、G7貿易大臣会合が、フランスのパリでOECD閣僚理事会の機会に開催され、過剰生産を生み出す非市場的な政策及び慣行への対処、経済安全保障及びサプライチェーン強靱性の強化、国際貿易システムの抱える課題の解決などについて活発な議論が行われた<sup>(20)</sup>。

#### (4) G20

G20は、主要先進国・新興国が参加し、世界のGDPの8割以上を占める「国際経済協調のプレミア・フォーラム」である。11月22日及び23日に南アフリカで開催されたG20ヨハネスブルグ・サミットでは、世界経済に加え、防災、債務持続可能性、重要鉱物、AI、さらにはウクライナ情勢や中東情勢といった国際社会が直面する重要課題について議論が行われた<sup>(21)</sup>。また、ヨハネスブルグに集まった首脳により、南アフリカ議長下での一致点を記載した首脳宣言が発出された。

高市総理大臣は、日本がG20で主導してきた具体的な取組を紹介しつつ、分断と対立ではなく、共通点と一致点を見いだし、全てのG20メンバーが責任を共有する形で、課題解決に向けた具体的な連携・協力を進めていくことが重要であることを強調し、多くのメンバーからも賛同を得た。また、高市総理大臣は、引き続き、2026年の議長国である米国を含む

(20) G7貿易大臣会合の詳細については以下ホームページ参照：  
[https://warp.ndl.go.jp/web/20250902105832/https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit\\_000001\\_02238.html](https://warp.ndl.go.jp/web/20250902105832/https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit_000001_02238.html)

(21) 成果文書を含むG20ヨハネスブルグ・サミットの詳細については以下ホームページ参照：  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/epc/pageit\\_000001\\_02573.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/epc/pageit_000001_02573.html)

(20)



(21)





G20ヨハネスブルグ・サミット(11月23日、南アフリカ・ヨハネスブルグ  
写真提供：首相官邸ホームページ)

G20メンバーと緊密に連携しながら、国際社会の諸課題解決に積極的に貢献していくと述べた。

2月20日及び21日、ヨハネスブルグ（南アフリカ）でG20外相会合が開催され、岩屋外務大臣が出席した。同会合では、ウクライナ情勢や中東情勢を含む地域情勢や、11月のG20サミットに向けた取組について議論が行われた。岩屋外務大臣からは、国際社会が複合的な危機に直面する中、法の支配に基づく国際秩序を回復し、国際社会の平和と安定を確保することが重要であり、力による一方的な現状変更は世界のどこであっても許されないと述べた。また、9月25日にも国連本部で「80周年を迎える国連－持続可能な経済発展への道としての平和の再確認」を議題としてG20外相会合が開催され、平和と持続可能な経済発展の相互関係や、グローバルな諸課題の解決に向けたG20の取組と国連等との連携強化などを中心に議論が行われた。

### (5) アジア太平洋経済協力 (APEC)

APECは、アジア太平洋地域の21の国・地域が参加する経済協力の枠組みである。

APECの中長期的な方向性を示す「プトラジャヤ・ビジョン2040」において、「全ての人々と未来の世代の繁栄のために、2040年までに、開かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋コミュニティを実現すること」が明記されている。同ビジョンに沿って、地域の貿易・投資の自由化・円滑化や地域経済

統合の推進、経済・技術協力などの活動を実施している。日本がAPECに積極的に関与し、域内の協力を推進することは、日本の経済成長や日本企業の海外展開を後押しする観点からも大きな意義がある。

2025年は韓国が議長を務め、「持続可能な未来の構築」というテーマ及び「連結 (Connect)、革新 (Innovate)、繁栄 (Prosper)」という優先課題の下、貿易と投資の諸課題に加え、AI、人口動態の変化や文化・クリエイティブ産業といった新たな課題についても活発な議論が行われた。

10月31日及び11月1日に慶州<sup>キョンジュ</sup>（韓国）で開催された首脳会議では、「慶州首脳宣言」が採択され、自由で開かれた公正な貿易・投資環境の実現を含むAPEC「プトラジャヤ・ビジョン2040」の実現に加え、質の高いインフラ投資の促進、信頼性のあるAI社会の構築、人口動態の変化、電力の安定供給など、日本が重視する多くの内容が明記された。

高市総理大臣から、アジア太平洋地域の持続可能な発展と繁栄を実現する上で、ルールに基づく自由で公正な国際経済秩序の維持・強化及びWTO改革の推進が重要である点を強調しつつ、CPTPPの高い水準の維持・強化や参加国の拡大及びRCEPの透明性ある履行の確保を通じた公正な競争条件を拡充していくこと、自然災害等のリスクに対する強靱性向上のためのサプライチェーンの多角化及び質の高いインフラ整備における官民連携により、戦略的な成長投資の促進に取り組んでいくことへの決意を表明した。また、深刻な少子高齢化により経済成長が停滞する中で、「安全、安心で信頼できるAI」エコシステム、「広島AIプロセス」を通じた生成AIに係るガバナンス構築の推進、少子高齢化対応のためのデジタル化の普及や誰もが働きやすい職場環境の整備、コンテンツ産業促進のための海賊版・模倣品対策に係る協力の重要性について主張した。

さらに、今回の首脳会議において、日本が2031年のAPEC議長を務めることが決定された。

## (6) 知的財産の保護

知的財産の保護の強化は、イノベーションを促進し、経済成長を実現する上で、極めて重要である。この観点から、日本は、APEC、WTO (TRIPS協定)<sup>(22)</sup>、世界知的所有権機関(WIPO)<sup>(23)</sup>などを通じた多国間の連携の強化に貢献している。また、CPTPP、RCEP協定、日EU・EPA、日英EPAを始めとする二国間・多国間の経済連携協定において知的財産権の取得や行使に関する高い水準の規定を設けることなどを通じ、日本の知的財産が国内外で適切に保護され活用されるよう環境整備に取り組んでいる。

同時に、外務省は、ほぼ全ての在外公館に知的財産担当官を指名し、世界中で深刻化する模倣品・海賊版を始めとする知的財産の課題に直面する日本企業を迅速かつ効果的に支援するため、情報収集、現地関係機関との連携強化、相手国当局への働きかけなどを行っている。また、これらの担当官を対象として、各国・地域の最新情報、侵害事案への対応実績、知見の共有等を行い、在外公館の対応体制の強化を図る目的で、定期的な会議を開催している。2025年は、中国所在の在外公館を対象に会議を開催した。

# 4 経済安全保障

## (1) 経済安全保障

### ア 経済安全保障を取り巻く動向

近年、安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化しており、安全保障の裾野が急速に拡大している。例えば、窃取され又は流出した先端的な民生技術が他国において軍事転用されるおそれ、外国政府の影響を受けたサプライヤーが情報通信など重要インフラ施設の安定的な運用を害するおそれ、重要な物資の他国への過度な依存に伴う供給途絶のおそれ、サプライチェーン上の優位性や自国市場の購買力を梃子に政治的 목적を達しようとする他国が講じる経済的威圧を受けるおそれなどが生じている。

経済的手段に関連したこうした様々な脅威が生じていることを踏まえ、日本の平和と安全や経済的な繁栄などの国益を経済上の措置を講じて確保すること、すなわち経済安全保障の重要性が高まっている。

2022年12月に策定された「国家安全保障戦略」では、経済的手段を通じた様々な脅威が存在していることを踏まえ、日本の自律性の向上、技術などに関する日本の優位性、不可欠性の確保などに向けた必要な経済施策に関する考

え方を整理し、総合的、効果的かつ集中的に措置を講じていくことが記されている。

2023年6月に閣議決定した「開発協力大綱」においては、開発の観点からもサプライチェーンの脆弱性によって多様な分野で負の影響が生じ得ることが明らかになったことを踏まえ、日本の開発協力の重点的取組の一つとして、開発途上国の経済社会の自律性・強靱性を強化するため、サプライチェーンの強靱化・多様化や経済の多角化、重要鉱物資源の持続可能な開発、食料の安定供給確保などのための協力を推進していくことを掲げた。

経済安全保障に関する国内法整備も進んでいる。2022年5月には、サプライチェーン強靱化、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保、先端的な重要技術の開発支援、特許出願の非公開の四つを柱とする「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(経済安全保障推進法)」が成立し、この四つの柱に関連する各種制度が実施されている。2025年11月、高市総理大臣は、小野田紀美経済安全保障担当大臣に対して、経済安全保障推進法の改正に向け早急な検討の開始を指示した。

(22) TRIPS協定 (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) : 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

(23) WIPO : World Intellectual Property Organization

また、2024年5月には、経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度を導入する「重要経済安全保障情報の保護及び活用に関する法律」が成立し、2025年5月に施行された。

#### 1 各国の最近の取組状況

経済安全保障を推進する取組は、ほかの主要国でも近年急速に進展している。

米国では、1月20日にトランプ大統領が就任し、国内産業及び技術的優位性の強化による経済及び国家安全保障擁護の方針を示した「米国第一の貿易政策」や、米国内の安価で信頼性の高いエネルギー確保のための「米国エネルギーの解放」、米国のグローバルなAI優位性の維持・強化を目的とした「AIにおける米国のリーダーシップへの障壁撤廃」など、経済安全保障分野に関連する多くの大統領令が発出された。また、米国は、他国からの製品輸入が国家安全保障を損なう恐れがあるとして、通商拡大法第232条に基づき鉄鋼・アルミニウム、自動車・自動車部品、銅の半製品及び派生品、木材とその派生製品に対する関税措置を実施したほか、半導体・医薬品・重要鉱物などに対し、同条に基づく商務長官の調査を行い、これらの重要物品の輸入に関する国家安全保障上の影響を精査している。また、8月末には、米国内務省は、経済及び安全保障上重要な鉱物のリスト（重要鉱物リスト）にカリ塩、シリコン、銅、銀、レニウム及び鉛を追加する案を発表した。AIに関しては、ホワイトハウスは、7月、AIイノベーションの加速、AIインフラの構築及び国際的なAIに係る外交と安全保障の主導を3本柱とする「米国のAI行動計画」を発表した。

EUでは、引き続き、2023年6月に公表された「欧州経済安全保障戦略」及び2024年1月に発表の同戦略推進のための五つのイニシアティブ（対内直接投資審査、輸出管理、対外投資、デュアルユース技術の研究開発支援及び研究セキュリティから構成）に基づいた取組が進められている。対外投資に関しては、意見公募を踏まえた欧州委員会勧告が1月に発表され

た。対内直接投資審査規則改正案は5月に欧州議会、6月にEU理事会がそれぞれの立場を採択し、欧州委員会を含めた三者協議プロセスに移行している。重要原材料の確保やサプライチェーン強靱化を始めとした経済安全保障上の課題への対応の必要性について、フォン・デア・ライエン欧州委員長は、6月のG7カナダ・サミットや9月の同委員長による一般教書演説でも確認している。また貿易・経済安全保障担当欧州委員が中心となり、「経済安全保障パッケージ」を12月に発表し、優先的に取り組むべき高リスク分野として、物品・サービスにおける戦略的依存の低減、安全な投資の誘致、力強い欧州防衛・宇宙産業やその他の重要産業セクターの振興、重要技術分野におけるEUのリーダーシップ確保、機微情報及びデータの保護、重要インフラの防御の6分野を指定した。

オーストラリアは、これまでも、自国が保護すべき技術の特定などを推進する方針を示す「サイバー・重要技術国際関与戦略」の策定（2021年4月）、機微な国家安全保障に係る土地・事業への投資審査制度の厳格化（2021年1月）など、国家の強靱性の確保や、資産・インフラなどの防護を国益として位置付け、具体的な取組を進めてきている。また、2024年11月には重要インフラ保安法を改正し、事業者などが政府に提供した営業上の秘密の保護の明記などによる官民情報共有の促進や、重要インフラの所有者及び運用者に義務付けられているリスク管理プログラムの策定に係る規制当局による是正指示権限の導入など、更なるセキュリティ強化を図っている。

カナダは、2022年、「重要鉱物戦略」を発表し、重要鉱物の調査・探査からリサイクルまでの取組を強化した。2024年1月には、国家安全保障に危険を及ぼし得る軍事、国防、国家安全保障機関リスト及び機微技術研究リストを公表し、これらに関連する大学、研究機関、研究所の傘下にある活動に従事、ないし資金や物品を受領した研究者が関与する同分野の研究に資金供与を行わないことを盛り込んだ「カナダ

の研究を保護するための新たな措置に関する声明」を発売した。同年8月には、カナダ政府は、中国の不正な貿易慣行からカナダの労働者及び主要な経済部門を保護するためとして、中国製電気自動車（EV）に対し100%、中国からの鉄鋼・アルミニウム製品の輸入に対し25%の追加関税などの措置を発売し、同年10月から追加関税の適用を開始した。

### ウ 経済安全保障の推進に向けた外交上の取組

経済安全保障の推進において、外交が果たす役割は大きい。日本は、同盟国・同志国との連携の更なる強化、現行のルールを踏まえた対応、新たな課題に対応するルールの形成などについて、国際社会と協力しながら、積極的な外交を展開している。

同盟国・同志国との連携の更なる強化については、日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）や経済安全保障対話などを通じた二国間の取組に加え、G7や、日米豪印、日米韓の連携などを活用し、共通認識の醸成や政策面での協調を行うなど、協力の拡大・深化を図ってきている。

現行のルールを踏まえた対応に関しては、他国による不正な貿易政策や慣行に対し、WTO協定などの現行のルールとの整合性の観点などから、同志国と連携して是正の働きかけを行ってきている。また、同志国の取組も参考にしつつ、経済安全保障上の措置と通商ルールとの関係に関する情報収集・分析などを行い、日本の経済安全保障上の政策的ニーズが適切に満たされるよう努力してきている。

新しい課題に対応するルール形成に関しては、重要・新興技術、経済的威圧など、既存の国際約束では十分に対応できず、更なる国際ルールの形成が必要とされる分野において同志国と連携しつつ引き続き国際的な議論をリードしていく。

### エ 同盟国・同志国との連携

同盟国・同志国との連携については、前年に引き続き2025年も著しい進展が見られた。

G7の枠組みにおいては、6月に開催されたG7カナナスキス・サミットにおいて、経済安全保障関連では、「G7重要鉱物行動計画」、「繁栄のためのAIに関するG7首脳声明」、「量子の未来のためのカナナスキス共通ビジョン」の三つの首脳声明が発出された。同サミットでは、石破総理大臣から、重要鉱物のサプライチェーンの強靱化・多角化は喫緊の課題であり、G7やパートナー国と緊密に連携して対応することの必要性を強調するとともに、資源国の役割は非常に重要であり、サプライチェーン多角化のための新規鉱物資源プロジェクトの立ち上げや、開発途上国の現地高付加価値化に向けた「強靱で包摂的なサプライチェーンの強化（RISE）に向けたパートナーシップ」などにおける協力が重要であることを指摘した。

6月に開催されたOECD閣僚理事会では、WTOを中核とする、ルールに基づく、開かれた、公正な多角的貿易体制は重要であり、より安定した、予測可能で、強靱なサプライチェーンの構築に不可欠である点が確認された。また、日本と副議長国リトアニアの共催により開催された経済安全保障の強化と経済的強靱性の構築に関するサイドイベントでは、国際貿易システムの維持のためにOECDが果たす役割に触れつつ、経済的強靱性の強化と世界経済の安定確保に向けた多国間協力の強化を呼びかけた。

6月に開催されたG7貿易大臣会合では、過剰生産を生み出す非市場的な政策及び慣行への対処、経済安全保障及びサプライチェーンの強靱化、国際貿易システムの抱える課題の解決などについて、活発な議論が行われた。

7月に開催された日米豪印外相会合では、重要鉱物のサプライチェーンの確保と多様化に向けて協働することにより、経済安全保障と集団的強靱性を強化するため、日米豪印重要鉱物イニシアティブを立ち上げることで一致した。

日米韓3か国では、2月、4月、7月、9月及び10月に外相会合を開催し、経済安全保障についても議論を積み重ねてきている。例えば、9月に開催された日米韓外相会合では、日米韓の行動志向の議論が具体的な取組につながって

きていることを歓迎しつつ、重要鉱物を含むサプライチェーンの強靱化や、量子・AIを含む重要・新興技術の保護・促進を始めとする経済安全保障などについても意見交換し、協力を一層進展させることを確認した。

米国との間では、2月に開催された日米首脳会談において、両首脳は、経済パートナーシップを新たな次元に引き上げるため、二国間産業基盤の強化及びAI、量子コンピューティング、先端半導体といった重要技術開発において世界を牽引するための協力や、経済的威圧への対抗及び強靱性構築のための取組を強化することを確認した。また、輸出管理を通じたものも含む重要機微技術の一層の促進及び保護並びにサプライチェーンの強靱化のため、政策を整合させるための議論を継続することを決意した。また、10月に開催された日米首脳会談において、高市総理大臣とトランプ大統領は、重要鉱物及びレアアースに関する文書（「採掘及び加工を通じた重要鉱物及びレアアースの供給確保のための日米枠組み」）に署名したほか、AIを始めとする重要技術、造船など、幅広い分野において、経済安全保障の取組を一層強化していくことで一致した。

欧州諸国との関係では、3月に、初の日英経済版2+2閣僚会合（経済版2+2）が東京で開催され、両国閣僚は経済安全保障、自由で開かれた国際貿易の推進、エネルギー安全保障、これらのテーマに関するグローバル・サウスを含む第三国との連携という四つのテーマを中心に議論を行った。また、10月には、2024年7月に行われた日独首脳会談の成果に基づき、第2回日独経済安全保障協議が開催された。さらに、11月、2023年12月に日仏首脳間で発表された「特別なパートナーシップ」の下、日仏協力のロードマップ（2023－2027年）に基づき、第2回日仏経済安全保障作業部会が開催され、両国の代表者は、重要鉱物を含むサプライチェーンの強靱化、非市場的政策・慣行、過剰生産への対応、重要・新興技術の保護など、経済安全保障に係る重要課題について議論を行った。その上で、両国は、今後も二国間の協

力を一層強化するとともに、2026年にフランスが議長国を務めるG7を始めとする国際場裡における連携も強化していくことの重要性について一致した。

EUとの関係では、5月に開催された第6回日・EUハイレベル経済対話において、経済安全保障に関する双方の取組について意見交換を行い、双方は、志を同じくするパートナー間の協力の重要性を確認した。また、「透明、強靱で持続可能なサプライチェーン・イニシアティブ」の下、達成されてきた実質的な進展を確認し、重要鉱物サプライチェーンの強靱化・多角化と重要・新興技術の促進・保護のため引き続き協力していくことで一致した。さらに、7月に開催された第30回日・EU定期首脳協議においても経済安全保障について議論し、「日・EU競争力アライアンス」を立ち上げ、経済安全保障を含む幅広い分野で具体的な協力を推進することで一致した。

韓国との関係では、2026年1月の李在明<sup>イジェミョン</sup>大統領訪日に際して開催された日韓首脳会談において、両首脳は、経済、経済安全保障の分野で、戦略的で、互いに利益をもたらす協力を進めていくため、関係部局間で議論を深めていくことで一致した。また、その中で、サプライチェーン協力について踏み込んだ議論を行った。

オーストラリアとの関係では、9月に開催された第12回日豪外務・防衛閣僚協議（「2+2」）において、両国は、日豪経済安全保障対話の活用を含め、経済安全保障分野での連携を更に強化していくことで一致した。また、サプライチェーンの強靱化、重要鉱物、エネルギー、海底ケーブルなどの分野において、日豪間で具体的な連携を強化していくことを確認した。

インドとの間では、8月のモディ首相訪日に際して開催された日印首脳会談において、両首脳が、重要物資のサプライチェーン強靱化を始めとする両国の連携を強化するため、「日印経済安全保障イニシアティブ」を立ち上げ、産官学による具体的取組を示す「日印経済安全保障協力ファクト・シート」を公表した。同ファク

ト・シートでは、両国は、戦略的協力において優先的に取り組むべき主要な分野として、半導体、重要鉱物、情報通信、クリーン・エネルギー、科学協力、医薬品の分野を特定した。

カナダとの間では、2022年にエネルギー安全保障分野での協力を含む「自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプラン」を発表したほか、2023年9月にバッテリーサプライチェーン及び産業科学技術に関する二つの協力覚書に署名し、これらの分野での協力を一層加速化させている。

東南アジア諸国との関係では、4月の石破総理大臣のベトナム訪問時に、日・ベトナム両国は経済安全保障の協力拡大について一致し、また、5月のフン・マネット・カンボジア首相訪日時に日・カンボジア両国は、経済的強靱性及び経済安全保障の重要性についての認識を共有し、国際経済秩序を強化していくことで一致した。さらに、7月に開催された日米比（フィリピン）外相会合では、インフラ、情報通信、重要鉱物を含む資源のサプライチェーンの強靱化などの分野で3か国の協力を更に進め、具体化していくことで一致した。その後、10月にASEAN関連首脳会議に出席するためマレーシアを訪問した高市総理大臣は、アンワル・マレーシア首相との間で、液化天然ガス（LNG）の安定供給やレアアース、AIといった経済安全保障分野で連携を一層強化していくことを確認した。

## (2) エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保

### ア エネルギーをめぐる内外の動向

#### (ア) 世界の情勢

近年、国際エネルギー市場には、(1) 需要（消費）構造、(2) 供給（生産）構造、(3) 資源選択における三つの変化が生じている。(1) 需要については、世界の一次エネルギー需要が、中国、インドを中心とする非OECD諸国ヘシ

フトしている。(2) 供給については、「シェール革命」<sup>(24)</sup>により、石油・天然ガスともに世界最大の生産国となった米国が、2015年12月に原油輸出を解禁し、また、米国産のLNGの更なる輸出を促進するなど、エネルギー輸出に関する政策を推進している。(3) 資源選択については、エネルギーの生産及び利用が温室効果ガス（GHG）の排出の約3分の2を占めるという事実を踏まえ、再生可能エネルギーなどのよりクリーンなエネルギー源への移行に向けた動きが加速している。また、2015年12月に気候変動に関するパリ協定が採択されてからは、企業などによる低炭素化に向けた取組が一層進展するとともに、2021年以降、世界各国において、今世紀後半のカーボンニュートラル宣言がなされている。一方、2021年から上昇傾向にあったエネルギー価格は、2022年にはロシアのウクライナ侵略が引き起こしたエネルギー危機、また2023年10月以降の中東情勢の緊迫化で大きな変動を経験した。

2024年のエネルギー価格は比較的落ち着きを取り戻し、2025年も6月にイスラエルによるイラン攻撃に端を発する中東情勢の緊迫化により一時的に原油価格が上昇したものの、その後の緊張緩和に加え、米国の関税措置による景気減速懸念やOPEC<sup>(25)</sup>プラス<sup>(26)</sup>による減産の縮小（増産）などによる需給の緩和に伴い、エネルギー価格は比較的安定して推移している（2025年末時点）。しかしながら、国際社会は引き続きエネルギーの安定的な確保と脱炭素化の実現をいかに達成していくかという課題に直面している。

#### (イ) 日本の状況

東日本大震災以降、日本の発電において化石燃料が占める割合は、原子力発電所の稼働停止に伴い、震災前の約60%から2012年には約90%に達した（2024年度実績で約67.5%）。

(24) シェール革命：2000年代後半、米国でシェール（Shale）と呼ばれる岩石の層に含まれる石油や天然ガスを掘削する新たな技術が開発され、また経済的に見合ったコストで掘削できるようになったことから、米国の原油・天然ガスの生産量が大幅に増加し、国際情勢の多方面に影響を与えている。

(25) OPEC：Organization of Petroleum Exporting Countries（石油輸出国機構）

(26) OPECプラスはOPEC加盟国と非加盟国の主要産油国で構成

石油、天然ガス、石炭などほぼ全量を海外からの輸入に頼る日本の一次エネルギー自給率（原子力を含む。）は、2011年の震災前の20%から2014年には6.3%に大幅に下落し、近年においても12%から13%台で推移しており、他のOECD諸国と比べると依然として低い水準にある。日本の原油輸入の約95%が中東諸国からである。一方、LNGや石炭については、中東への依存度は低いものの、そのほとんどを国外からの輸入に依存している状況に変わりはない。このような中、エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に向けた取組がますます重要となっている。同時に、気候変動への対応も求められている。

#### ❶ エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に向けた外交的取組

エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保は、活力ある日本の経済と人々の暮らしの基盤を成すものである。外務省として、これまで以下のような外交的取組を実施・強化してきている。

##### (ア) 在外公館などにおける資源関連の情報収集・分析及びエネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議の開催

エネルギー・鉱物資源の獲得や安定供給に重点的に取り組むための在外公館の体制強化を目的とし、2025年末時点で計53か国60公館に「エネルギー・鉱物資源専門官」を配置し、石油、天然ガス、石炭及び重要鉱物資源に関する現地情報を収集・集約し、民間企業、関係機関などとの連絡・調整を通じ、資源国との包括的かつ互恵的な二国間関係の構築・強化に努めている。

また、2009年から、主要資源国に設置された在外公館、関係省庁・機関、有識者、企業などの代表者を交えたエネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議を定期的に開催し、日本のエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に向けた外交的取組について議論を重ね、政策の構築

と相互の連携強化を図ってきている。今後も、各国における資源外交の取組の現状及び課題を共有し、国内の関係機関及び在外公館間の連携を深化していく。

##### (イ) エネルギー市場安定化に向けた取組

2022年2月に始まったロシアのウクライナ侵略により、石油価格は1バレル当たり130ドルを超え、欧州ガス市場では100万英熱量(BTU)当たり70ドルを突破するなどエネルギー価格は大きく高騰し、エネルギー市場は不安定化した。

この状況下、日本は、同年2月と3月に、欧州での天然ガスの需給逼迫<sup>ひっばく</sup>を緩和するため、日本企業が取り扱うLNGの一部を欧州に融通し、また国際エネルギー機関(IEA)<sup>(27)</sup>加盟国として、同年3月から4月に2回にわたる石油備蓄の協調放出を実施し、過去最大の放出量となる計2,250万バレルの石油備蓄を放出した。

エネルギー市場の安定化に関しては、資源生産国に対して、市場の安定化や増産の働きかけも行っている。2025年5月及び9月に石破総理大臣とサバーハ・ハーリド・クウェート皇太子との会談を行ったほか、同年5月に岩屋外務大臣とファイサル・サウジアラビア外相との会談を実施した。産油国に対して、日本政府は、こうした首脳・閣僚レベルでの累次の会談の機会に働きかけを行ったほか、在外公館や関係省庁を通じて様々なレベルでも働きかけを行っている。

##### (ウ) 国際機関などを通じた取組と成果

エネルギーの安定供給のサプライチェーンの多角化・強靱化に向けた国際的な連携・協力のため、日本は、国際的なフォーラムやルールを積極的に活用してきている。エネルギー安全保障を確保しつつ、脱炭素化に向けて現実的なエネルギー移行を図るために、エネルギーの安定供給の確保、供給源の多角化及びエネルギー移行に不可欠な重要鉱物資源の安定供給体制の確

(27) IEA : International Energy Agency

保が重要であることを国際社会に発信している。

3月、ピロルIEA事務局長が来日し、石破総理大臣を表敬するとともに、岩屋外務大臣と会談を行った。その際、石破総理大臣は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所への視察を含め、日本のエネルギー政策に対する支援への謝意を表するとともに、エネルギー自給が厳しい日本として、また、世界のエネルギー情勢が不安定な中で、IEAとの協力は一層重要になると述べた。岩屋外務大臣は会談において、IEAの中核的ミッションはエネルギー安全保障であると述べ、それに対し、ピロル事務局長からは、IEAとしてエネルギー安全保障は最重要課題であるとの発言があるとともに、日本のIEAに対する貢献への謝意と今後の日本とIEAの更なる協力関係の強化への期待が伝えられた。

4月には、IEA及び英国の共催で「エネルギー安全保障の未来サミット」がロンドンで開催され、日本からは藤井外務副大臣が出席し、複雑化し変容するエネルギー安全保障を幅広い視野から捉えるべきであることに言及しつつ、引き続き、多角化、地政学的リスクへの注意、緊急時への備えが重要であることを指摘し、日本は世界のエネルギー安全保障の強化に向けて引き続き様々なアクターと連携して協力していくと発言した。

### (工) エネルギー憲章条約

エネルギー憲章に関する条約 (ECT)<sup>(28)</sup> は、ソ連崩壊後の旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革の促進、世界のエネルギー分野における貿易・投資活動を促進することなどを宣言した「欧州エネルギー憲章」の内容を実施するための法的枠組みとして定められ、1998年4月に発効した多数国間条約である（日本については2002年に発効）。欧州及び中央アジア諸国を中心とした40か国が本条約<sup>(29)</sup>を締結している（2025年10月時

点）。2020年以降の条約改正交渉を経て、2024年12月のエネルギー憲章会議第35回会合で改正条約案が採択された。改正条約には、水素やアンモニアなどの新たなエネルギー原料に対する本条約上の投資保護規律の適用、投資保護に係る締約国の義務の明確化、投資家対国家の紛争解決 (ISDS) 手続の詳細の明文化、持続可能な開発と企業の社会的責任に係る規定の新設、通過の自由の更なる促進に係る規定などが盛り込まれた。日本は、2016年には東アジア初となるエネルギー憲章会議の議長国を務めるなど、ECTの発展に貢献してきている。なお、2021年9月から、ECTに基づき設置されているエネルギー憲章事務局の副事務局長に廣瀬敦子氏が日本人として就任している。

### (オ) 広報分野での取組

3月、外務省は、「エネルギー移行におけるエネルギー安全保障」をテーマに、ハイブリッド形式でのセミナーを開催した。本セミナーでは、IEA、戦略国際問題研究所、東アジア・アセアン経済研究センター及び日本エネルギー経済研究所の専門家による基調講演が行われ、後半のパネルディスカッションでは、エネルギー移行に伴って現れる新興のエネルギー安全保障リスク及び変質しながらも残り続ける伝統的なエネルギー安全保障リスクに対して必要な取組について、活発な議論が行われた。

## (3) 食料安全保障の確保

### ア 食料安全保障をめぐる情勢

世界の食料安全保障の状況は、新型コロナウイルスの流行、エネルギー価格の高騰、気候変動、紛争などによる複合的リスクにより、サプライチェーンの混乱や途絶といった農業・食料システムへの影響が顕在化していたところに、ロシアのウクライナ侵略によって、特にアフリカや中東を中心に世界規模で急激に悪化した。さら

(28) ECT : Energy Charter Treaty

(29) エネルギー原料・製品の貿易及び通過の自由化、エネルギー分野における投資の保護などを規定した本条約は、供給国から需要国へのエネルギーの安定供給の確保に寄与し、エネルギー資源の大部分を海外に頼る日本にとって、エネルギー安全保障の向上に資するほか、海外における日本企業の投資環境の一層の改善を図る上で重要な法的基盤を提供している。

に、食料生産のための土地利用、気候変動に適応した農業生産、効率的な肥料の利用などといった持続可能で強靱な農業・食料システムの構築に向けた課題に直面している。

2025年の「世界の食料安全保障と栄養の現状 (SOFI)」<sup>(30)</sup>によると、2024年には世界全体で6億3,800万人から7億2,000万人が飢餓に直面したと推定され、東南アジア、南アジア及び南米等の地域では飢餓人口が減少したものの、アフリカのほとんどの地域及び西アジアでは依然として増加している。

#### ④ 食料安全保障の確保に向けた外交的取組

外務省として、国際社会における食料安全保障の確保に向けて、これまで以下のような外交的取組を実施・強化してきている。

##### (ア) 国際的枠組みにおける協力

G20においては、2025年の議長を務めた南アフリカの下、食料安全保障タスクフォースが設けられ、日本は議論に積極的に貢献した。このタスクフォースが策定した「食料安全保障及び栄養、並びに過剰な食料価格の変動に関するウブントゥ・アプローチ」は、全ての人々が、十分かつ安全で負担可能な価格の栄養価の高い食料を入手できる未来を形作るとの決意の下、特に低所得世帯における過剰な食料価格の変動の悪影響に対処することを目的として、今後も強靱で持続可能な食料システム及び食料安全保障を確保していくとの内容であり、その作成は、11月のG20ヨハネスブルグ・サミットにおいても首脳レベルで歓迎された。また、同サミットのセッション2「強靱な世界—G20の貢献」において、日本は、強靱で持続可能な農業・食料システムを構築するために、各地域の実情に応じた生産力強化に向けた支援を行っていくと発信した。

##### (イ) 国際機関との連携強化

日本は、国際社会の責任ある一員として、食料・農業分野における国連の筆頭専門機関である国連食糧農業機関 (FAO)<sup>(31)</sup>の活動を支えている。日本は、主要ドナー国の一つとして、強靱で持続可能な食料システム構築に資する開発援助の実施や、食品安全の規格などの国際的なルール作りなどを通じた世界の食料安全保障の強化に大きく貢献している。また、日・FAO年次戦略協議を実施し、FAOの事業への日本の政策方針の反映等を含め、日・FAO関係の強化にも取り組んでいる。

##### (4) 漁業(マグロ・捕鯨など)

日本は世界有数の漁業国及び水産物の消費国であり、海洋生物資源の適切な保存管理及び持続可能な利用に向け、国際機関を通じて積極的に貢献している。

日本は、鯨類は科学的根拠に基づき持続的に利用すべき海洋生物資源の一つであるとの立場から、国際捕鯨委員会 (IWC)<sup>(32)</sup>が「鯨類の保護」と「捕鯨産業の秩序ある発展」という二つの役割を有していることを踏まえ、30年以上にわたり、収集した科学的データを基に誠意を持って対話を進めてきた。しかし、持続的利用を否定し保護のみを主張する国々との共存は極めて困難であることが明らかとなったため、日本は2019年にIWCを脱退し、商業捕鯨を再開した。

日本は、領海と排他的経済水域 (EEZ)<sup>(33)</sup>に限定し、科学的根拠に基づき、IWCで採択された方式により算出された、100年間捕獲を続けても資源に悪影響を与えない捕獲可能量の範囲内で商業捕鯨を行っている。

国際的な海洋生物資源の管理に積極的に貢献するといった日本の方針は、IWC脱退後も変わることはない。日本はIWCを脱退した

(30) 世界の食料安全保障と栄養の現状報告 (SOFI) : SOFI (The State of Food Security and Nutrition in the World) は、国連食糧農業機関 (FAO)、国連児童基金 (UNICEF)、国連世界食糧計画 (WFP)、国際農業開発基金 (IFAD) 及び世界保健機関 (WHO) が共同発行する世界の食料不足と栄養に関する年次報告書

(31) FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations

(32) IWC : International Whaling Commission

(33) EEZ : Exclusive Economic zone



JICAによるIUU漁業対策のための研修の実施  
(9月10日、岩手 写真提供：JICA)

2019年以降もIWC総会やIWC科学委員会へのオブザーバー参加を続け、北大西洋海産哺乳動物委員会(NAMMCO)<sup>(34)</sup>といった国際機関に積極的に関与し協力を積み重ねている。また、日本は非致死性の鯨類資源科学調査を展開し、その一部はIWCと共同で実施している。その成果は、鯨類資源の持続的利用及び適切な管理の実現の基礎となる重要なデータとして、IWCを始めとする国際機関に提供している。

違法・無報告・無規制(IUU)漁業は、持続可能な漁業に対する深刻な脅威である。2025年に行われた第9回アフリカ開発会議(TICAD 9)やG7、G20、APECなどを始めとする国際会議の機会を捉え、国際社会が連携しつつIUU漁業対策を推進していくことの重要性を引き続き確認した。また、日本は、寄港国がIUU漁船に対して入港拒否などの措置をとることについて規定する「違法漁業防止寄港国措置協定」(PSMA)<sup>(35)</sup>への加入を未締結国に対して呼びかけている。さらに、開発途上国に対してIUU漁業対策を目的とした関連機材の供与を含む能力構築支援を行っている。

中央北極海では、地球温暖化に伴う一部解氷によって、将来的に無規制な漁業が行われる可能性が懸念されている。このような懸念を背景

として、2021年6月、北極海沿岸5か国に日本などを加えた10か国・機関が参加する「中央北極海無規制公海漁業防止協定」が発効した。2025年6月に開催された同協定の第4回締約国会合では、試験漁業に係る保存管理措置の策定などに向けた議論が行われた。

日本は、まぐろ類の最大消費国として、まぐろ類に関する地域漁業管理機関(RFMO)<sup>(36)</sup>に加盟し、年次会合などにおいて保存管理措置の策定に向けた議論を主導しており、近年、国際的な資源管理を通じた積極的な取組の成果が上がりつつある。太平洋クロマグロについては、12月、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)<sup>(37)</sup>の年次会合において、管理方式の策定等に関する議論の進捗状況が報告された。また11月に開催された大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)<sup>(38)</sup>の年次会合において、2026年から2028年の大西洋クロマグロの総漁獲可能量(TAC)及び各締約国の国別割当の増加が認められた。ミナミマグロについては、10月に開催されたみなみまぐろ保存委員会(CCSBT)<sup>(39)</sup>の年次会合において、科学委員会からの勧告を踏まえ、2026年について、現在のTACを維持することが合意された。

サンマについては、3月、大阪で開催された北太平洋漁業委員会(NPFC)<sup>(40)</sup>の年次会合において、資源水準に応じて総漁獲可能量を自動的に算出する漁獲管理規則に基づき、サンマのTACを10%削減する措置が合意された。引き続き資源管理を一層充実させることが重要となっている。

ニホンウナギについては、6月、ウナギに関する第4回科学者会合が日本主導の下で開催され、ウナギ類の資源管理に関する科学的知見が共有された。また、同月に、静岡で、第18回ウナギの国際的資源保護・管理に係る非公式協

(34) NAMMCO : North Atlantic Marine Mammal Commission

(35) PSMA : Agreement on Port State Measures to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing

(36) RFMO : Regional Fisheries Management Organization

(37) WCPFC : Western and Central Pacific Fisheries Commission

(38) ICCAT : International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas

(39) CCSBT : Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna

(40) NPFC : The North Pacific Fisheries Commission

議が対面形式で開催され、日本、韓国、中国、台湾の間で、シラスウナギの養殖池への池入れ上限の設定などについて議論及び確認が行われ、4者間で協議の結果を共同発表した（ニホ

ンウナギの保全に係るワシントン条約締約国会合における議論は258ページ 第3章第2節2.(4) ア（イ）参照）。